

佐久建設事務所移転にかかる事務室改修工事  
(佐久建設事務所移転にかかる業務その4) 仕様書

1 工事名

佐久建設事務所事務室改修工事（移転にかかる業務その4）

2 工事箇所

臼田庁舎（佐久市臼田 2015）

佐久合同庁舎4階（佐久市跡部 65-1）

3 工事内容

- (1) 白田庁舎1階および2階事務室へ間仕切新設
- (2) 白田庁舎2階既設間仕切の撤去
- (3) 白田庁舎1階および2階事務室入口へスマートロック設置
- (4) 佐久合同庁舎4階休憩室畳・下地解体

4 工期

工事開始日（契約日の翌日）から約80日間。ただし、令和8年3月31日まで

5 特記事項

- (1) 白田庁舎における間仕切新設及び既設間仕切の撤去について、工事開始前に石綿有無の調査分析を実施するか、「石綿が含まれているもの（石綿みなし）」として取り扱うこと。
- (2) 施工する箇所に石綿含有建材がある場合（石綿みなしを含む）は、石綿作業主任者による監督のもと石綿取扱作業従事者特別教育を修了した作業員が適切に作業を実施すること
- (3) 搬入・搬出に伴う、車両の駐車場所、搬入・搬出場所及び経路等については打合せを行い、監督員の指示に従うこと
- (4) この仕様書に定めのない事項については、監督員の指示に従うものとする